

新規上場申請のための四半期報告書

(第18期第2四半期)

自2021年7月1日
至2021年9月30日

株式会社サクシード

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
第2 事業の状況	3
1 事業等のリスク	3
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
3 経営上の重要な契約等	4
第3 提出会社の状況	5
1 株式等の状況	5
(1) 株式の総数等	5
(2) 新株予約権等の状況	5
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	6
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	6
(5) 大株主の状況	7
(6) 議決権の状況	7
2 役員の状況	7
第4 経理の状況	8
1 四半期財務諸表	9
(1) 四半期貸借対照表	9
(2) 四半期損益計算書	11
第2 四半期累計期間	11
(3) 四半期キャッシュ・フロー計算書	12
2 その他	15
第二部 提出会社の保証会社等の情報	16

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 山道 裕己 殿
【提出日】	2021年11月18日
【四半期会計期間】	第18期第2四半期（自2021年7月1日 至2021年9月30日）
【会社名】	株式会社サクシード
【英訳名】	S u c c e e d c o . , l t d .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高木 毅
【本店の所在の場所】	東京都新宿区高田馬場一丁目4番15号
【電話番号】	03-5287-7259
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部長 植田 庸平
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区高田馬場一丁目4番15号
【電話番号】	03-5287-7259
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部長 植田 庸平

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第18期 第2四半期累計期間	第17期
会計期間	自2021年4月1日 至2021年9月30日	自2020年4月1日 至2021年3月31日
売上高 (千円)	1,299,489	1,991,875
経常利益 (千円)	280,570	265,491
四半期（当期）純利益 (千円)	173,172	173,423
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—
資本金 (千円)	64,000	64,000
発行済株式総数 (株)	3,100,000	124,000
純資産額 (千円)	1,061,350	887,959
総資産額 (千円)	1,503,648	1,270,461
1株当たり四半期（当期）純利益 (円)	55.86	55.94
潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益 (円)	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	70.6	69.9
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	212,156	217,549
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	31,539	△11,109
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△3,115	△3,727
現金及び現金同等物の四半期末（期末）残高 (千円)	1,190,851	950,270

回次	第18期 第2四半期会計期間
会計期間	自2021年7月1日 至2021年9月30日
1株当たり四半期純利益 (円)	25.02

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益については、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
4. 当社は第17期第2四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第17期第2四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
5. 当社は、2021年7月15日開催の取締役会決議により、2021年8月27日付で普通株式1株につき25株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期（当期）純利益を算定しております。
6. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第1四半期会計期間の期首か

ら適用しており、当第２四半期累計期間及び当第２四半期会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

２【事業の内容】

当第２四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前第2四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 財政状態の状況

（資産）

当第2四半期会計期間末における流動資産合計は1,332,656千円となり、前事業年度末に比べ259,923千円増加いたしました。これは主に現金及び預金が240,580千円、売掛金が19,888千円増加したこと等によるものであり、売上高又は利益の増加に関連して増加したものが主であります。

固定資産合計は170,992千円となり、26,736千円減少いたしました。これは主に保険積立金が16,575千円、敷金が2,958千円、リース資産が2,791千円減少したこと等によるものであり、保険の解約に関連して減少したものが主であります。

この結果、資産合計は1,503,648千円となり、前事業年度末に比べ233,186千円増加いたしました。

（負債）

当第2四半期会計期間末における流動負債合計は404,531千円となり、前事業年度末に比べ58,942千円増加いたしました。これは主に未払法人税等が55,473千円、未払消費税等が7,753千円増加したこと、一方で前受金が3,815千円減少したこと等によるものであり、売上高又は利益の増加に関連して増加したものが主であります。

固定負債合計は37,766千円となり、852千円増加いたしました。これは主に資産除去債務が1,461千円増加したこと等によるものであり、関西支社の移転関連の資産除去債務が1,411千円増加したものが主であります。

この結果、負債合計は442,297千円となり、前事業年度末に比べ59,795千円増加いたしました。

（純資産）

当第2四半期会計期間末における純資産合計は1,061,350千円となり、前事業年度末に比べ173,391千円増加いたしました。これは主に四半期純利益の計上により利益剰余金が173,172千円増加したこと等によるものであります。

(2) 経営成績の状況

当第2四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、国内においても緊急事態宣言が発出されるなど、未曾有の経済環境を経験いたしました。現在は緊急事態宣言も解除され国内の経済活動も再開されておりますが、先行きの不安も含め、今後もある程度厳しい状況で推移していくものと考えております。学習塾業界におきましても、少子化や、教育制度改革や大学入試改革などとも相まって、取り巻く環境が大きく変わろうとしております。このような外部環境のもと、当社は「教育や福祉の分野における社会課題を解決し、より良い未来を創造する」ことをミッションに掲げており、保育、教育、介護を事業領域に挙げていますが、どの分野も企業の人手不足が高い水準で続いており、当社の成長を後押しする要因となっております。

以上の結果、売上高は1,299,489千円、営業利益は270,502千円、経常利益は280,570千円、四半期純利益は173,172千円となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりとなります。

①教育人材支援事業

家庭教師サービスにおいては、新型コロナウイルス感染症の拡大により問合せ数が減少する中、既存の会員へのサポートを強化し退会人数の大幅な抑制を実現しました。また、当期から開始したICT支援員派遣サービス及び教員紹介サービスについては、大きく売上に貢献する結果となりました。一方、塾講師の派遣・紹介については、取引先の学習塾における需要が低迷するなど、新型コロナウイルス感染症の拡大により実績が低調でありました。

その結果、売上高は583,805千円、セグメント利益は154,000千円となりました。

②福祉人材支援事業

保育サービスにおいては、人材派遣サービスの売上が順調に伸び、人員の増加による人件費の上昇以上に利益を確保いたしました。一方、介護サービスにおいては、前事業年度における営業組織の育成が想定以上に進まず、募集費の追加費用を計上いたしました。

その結果、売上高は212,189千円、セグメント利益は61,852千円となりました。

③個別指導教室事業

個別指導教室において教育サービスを提供してきておりますが、当事業年度においては、問合せ数の増加により、生徒数は順調に増加いたしました。

その結果、売上高は503,495千円、セグメント利益は136,614千円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前事業年度末に比べて240,580千円増加し、1,190,851千円となりました。

当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は212,156千円となりました。

これは主な増加の要因として、税引前四半期純利益280,570千円、未払法人税等（外形標準課税）11,256千円、主な減少の要因として、法人税等の支払額63,506千円、売上債権の増加19,888千円等によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果得られた資金は31,539千円となりました。

これは主に、保険積立金の解約による収入30,908千円等によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果減少した資金は3,115千円となりました。

これは主に、上場関連費用の支出2,475千円等によるものです。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）に記載した、「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(5) 経営方針・経営戦略等

当第2四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第2四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(7) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	12,400,000
計	12,400,000

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数（株） （2021年9月30日）	提出日現在発行数（株） （2021年11月18日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	3,100,000	3,100,000	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	3,100,000	3,100,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2021年6月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社監査役 3
新株予約権の数（個）※	500（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 500（注）1（注）5
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	7,200（注）2（注）5
新株予約権の行使期間※	自 2023年7月1日 至 2031年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 7,200 資本組入額 3,600（注）5
新株予約権の行使の条件※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）4

※新株予約権証券の発行時（2021年7月2日）における内容を記載しております。

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、25株である。

なお、新株予約権割当日後、当社が株式分割、又は、株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。ただし、この調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い本新株予約権が承継された場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行う。

2. 本新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整

により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権割当日後、当社が普通株式に付き、時価を下回る価額で新株式の発行（自己株式の処分を含む）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり行使価額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

さらに、上記のほか、本新株予約権割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行う。

3. (1) 当社の役員・従業員として本新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の役員・従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任又は定年退職等、正当な事由があると当社が取締役会の決議により認めた場合にはこの限りでない。
(2) 本新株予約権の割当を受けた者は、本新株予約権の全部又は一部（ただし、1株の整数倍とする。）を行使することができる。
(3) 本新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
(4) 当社株式の価格がa.に定める「ノックアウト・バリア判定期間」の間、一度でもb.に定める「ノックアウト・バリア価格」を下回った場合、当社は、当社の取締役会が定める取得日において、被割当者の新株予約権を無償で取得することができる。
a. ノックアウト・バリア判定期間は、2021年7月2日から2031年6月30日までとする。
b. ノックアウト・バリア価格は、金6,821円とする。
(5) その他権利行使の条件については、当社本株主総会及び取締役会の決議に基づき、当社と本新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
4. 当社が消滅会社となる合併契約書の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案、又は、株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に当社は本新株予約権の全部、又は、一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する新株予約権を決定する。
新株予約権の割当を受けた者が新株予約権の行使の条件(1)に規定する条件に該当しなくなった場合には当社は当該新株予約権については無償で取得することができる。
5. 2021年7月15日開催の取締役会決議により2021年8月27日付けで普通株式1株につき25株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （千円）	資本金残高 （千円）	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
2021年8月27日 (注)	2,976,000	3,100,000	—	64,000	—	4,000

(注) 株式分割（1：25）によるものであります。

(5) 【大株主の状況】

2021年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
高木 毅	東京都新宿区	2,350,000	75.9
佐藤 幹雄	東京都江東区	375,000	12.1
石川 修一	神奈川県横浜市都筑区	150,000	4.8
前原 裕明	東京都世田谷区	150,000	4.8
斉藤 博志	東京都中野区	25,000	0.8
佐藤 純	宮城県仙台市若林区	25,000	0.8
森 峰志	東京都新宿区	25,000	0.8
計	—	3,100,000	100.0

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 3,100,000	31,000	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	3,100,000	—	—
総株主の議決権	—	31,000	—

② 【自己株式等】

2021年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、第2四半期会計期間（2021年7月1日から2021年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る四半期財務諸表について、太陽有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第2四半期会計期間 (2021年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	950,270	1,190,851
売掛金	101,375	121,263
貯蔵品	3	3
前払費用	24,516	24,536
その他	75	198
貸倒引当金	△3,508	△4,196
流動資産合計	1,072,732	1,332,656
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	57,511	55,442
構築物（純額）	927	855
車両運搬具（純額）	2,012	1,677
工具、器具及び備品（純額）	731	576
リース資産（純額）	2,791	-
その他（純額）	-	526
有形固定資産合計	63,974	59,078
無形固定資産		
ソフトウェア	10,366	8,690
無形固定資産合計	10,366	8,690
投資その他の資産		
敷金	57,099	54,141
長期滞留債権	5,509	4,869
保険積立金	35,561	18,985
繰延税金資産	30,370	29,865
その他	356	230
貸倒引当金	△5,509	△4,869
投資その他の資産合計	123,388	103,222
固定資産合計	197,728	170,992
資産合計	1,270,461	1,503,648

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第2四半期会計期間 (2021年9月30日)
負債の部		
流動負債		
未払金	128,542	127,024
未払費用	9,789	12,257
前受金	67,323	63,508
賞与引当金	25,228	25,580
未払法人税等	62,676	118,149
未払消費税等	36,062	43,816
返金引当金	975	907
預り金	7,961	11,416
リース債務	3,014	-
資産除去債務	992	-
その他	3,020	1,870
流動負債合計	345,588	404,531
固定負債		
長期未払金	3,358	3,002
長期リース債務	251	-
資産除去債務	33,303	34,764
固定負債合計	36,913	37,766
負債合計	382,501	442,297
純資産の部		
株主資本		
資本金	64,000	64,000
資本剰余金	4,000	4,000
利益剰余金	819,959	993,132
株主資本合計	887,959	1,061,132
新株予約権	-	218
純資産合計	887,959	1,061,350
負債純資産合計	1,270,461	1,503,648

(2) 【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自2021年4月1日 至2021年9月30日)
売上高	1,299,489
売上原価	934,445
売上総利益	365,044
販売費及び一般管理費	※ 94,542
営業利益	270,502
営業外収益	
保険解約返戻金	14,332
その他	210
営業外収益合計	14,543
営業外費用	
上場関連費用	4,475
営業外費用合計	4,475
経常利益	280,570
税引前四半期純利益	280,570
法人税、住民税及び事業税	106,893
法人税等調整額	504
法人税等合計	107,397
四半期純利益	173,172

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

		当第2四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益		280,570
減価償却費		5,983
利息費用		49
貸倒引当金の増減額(△は減少)		48
賞与引当金の増減額(△は減少)		351
返金引当金の増減額(△は減少)		△67
保険解約返戻金		△14,332
上場関連費用		4,475
売上債権の増減額(△は増加)		△19,888
その他の資産の増減額(△は増加)		△16
未払金の増減額(△は減少)		△1,517
未払費用の増減額(△は減少)		2,467
前受金の増減額(△は減少)		△3,815
未払消費税等の増減額(△は減少)		7,753
未払法人税等(外形標準課税)の増減額(△は減少)		11,256
その他の負債の増減額(△は減少)		2,304
その他		△795
小計		274,827
法人税等の支払額		△63,506
法人税等の還付額		835
営業活動によるキャッシュ・フロー		212,156
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出		△1,228
資産除去債務の履行による支出		△1,100
敷金及び保証金の返還による収入		2,958
保険積立金の解約による収入		30,908
投資活動によるキャッシュ・フロー		31,539
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出		△502
長期未払金の返済による支出		△356
上場関連費用の支出		△2,475
新株予約権の発行による収入		218
財務活動によるキャッシュ・フロー		△3,115
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)		240,580
現金及び現金同等物の期首残高		950,270
現金及び現金同等物の四半期末残高		※ 1,190,851

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を計上することとしております。

これにより、収益認識会計基準等の適用による損益及びセグメント情報に与える影響はありません。

また、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項のただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第2四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(四半期損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自2021年4月1日 至2021年9月30日)
役員報酬	37,830千円
賞与引当金繰入額	804
貸倒引当金繰入額	48

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自2021年4月1日 至2021年9月30日)
現金及び預金勘定	1,190,851千円
現金及び現金同等物	1,190,851

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期累計期間（自2021年4月1日 至2021年9月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	四半期損益計 算書計上額 (注) 2
	教育人材 支援事業	福祉人材 支援事業	個別指導 教室事業	計		
売上高						
顧客との契約から生じる収益	583,805	212,189	503,495	1,299,489	—	1,299,489
外部顧客への売上高	583,805	212,189	503,495	1,299,489	—	1,299,489
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	583,805	212,189	503,495	1,299,489	—	1,299,489
セグメント利益	154,000	61,852	136,614	352,467	△81,965	270,502

(注) 1. セグメント利益の調整額△81,965千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費等であります。

2. セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

会計方針の変更に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第1四半期会計期間の期首から適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の測定方法を同様に変更しております。

この変更による当第2四半期累計期間のセグメント利益又は損失への影響はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自2021年4月1日 至2021年9月30日)
1株当たり四半期純利益	55円86銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	173,172
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	173,172
普通株式の期中平均株式数(株)	3,100,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は、2021年7月15日開催の取締役会決議により、2021年8月27日付で普通株式1株につき25株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021 年 11 月 9 日

株式会社サクシード

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

金子勝彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

清水幸樹

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第 211 条第 6 項の規定に基づき、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社サクシードの 2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日までの第 18 期事業年度の第 2 四半期会計期間（2021 年 7 月 1 日から 2021 年 9 月 30 日まで）及び第 2 四半期累計期間（2021 年 4 月 1 日から 2021 年 9 月 30 日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社サクシードの 2021 年 9 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第 2 四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上